

特定乳児等通園支援事業の利用定員の設定について

1. 子ども・子育て会議の役割について

子ども・子育て支援法第72条の規定により、市町村子ども・子育て会議の役割として、以下の事務を処理することとされています。

○特定乳児等通園支援事業者の利用定員の設定に関する事項（法第54条の2第3項）

市長村長が行う「確認」に際して必要となる「利用定員の設定」にあたり、あらかじめ、市町村子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされています。

※1 乳児等通園支援事業とはいわゆる「こども誰でも通園事業」です。

2. 利用定員について

利用定員は、施設・事業者が乳児等支援給付の対象となることの確認を受ける際に定める人数であり、その設定は、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が行うこととなります。

※1 乳児等支援給付とは施設・事業者を通じた共通の給付（委託費）です。

3. 乳児等通園支援事業に係る利用定員の設定について

令和8年4月から本格実施となる乳児等通園支援事業を実施予定の公立の施設について、次のとおり利用定員を定めようとするものです。

○対象施設の事業実施に伴う利用定員の設定

施設の名称	所在地	事業区分	乳児等通園支援事業の定員
千曲市立屋代保育園	千曲市大字屋代 1682 番地	一般型	6人（1時間当たり）
千曲市立更級保育園	千曲市大字羽尾 1682 番地	一般型	6人（1時間当たり）

【参考】

千曲市こども計画（第3期千曲市子ども子育て支援事業計画）における乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策（抜粋）

R8	人数（月延べ）
量の見込み	31人
確保の方策	31人

市では、令和8年4月からの利用者数の実績をみながら、受入に不足が生じる場合は、提供体制の確保に努めてまいります。